

新座市地域防災計画（原案）に係る意見一覧

【凡例】

- ：意見を採用するもの
- △：計画には反映しないが、今後検討するもの
- ：上記以外のもの（質疑など）

第1編				
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針
1-1	10	日本維新の会	新座市防災会議委員の委嘱等にあつては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。とあるが、女性の割合を高める配慮はよいと思うが、女性に限定して意見を積極的に取り入れると明記するのではなく、女性目線のコマやかな意見も積極的に取り入れていく、といった文言が良いのではないか。	○ 御意見を踏まえ、ジェンダー視点の細やかな意見を取り入れる旨の記載とします。
1-2	10	未来を創る会	2)組織について 国の防災基本計画では、男女共同参画の観点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう求めており、今回の改正案はその趣旨と整合するものと考え。 一方で、「多様なニーズを捉える」との目的であれば、インクルーシブ防災の観点からも、障がい者や高齢者など、配慮を要する立場の当事者・支援に関わる団体を委員として規定することについても検討してはどうか。計画策定段階から当事者の視点を反映させることには意義があると考え。 また、女性の割合を高める点について、現行では既に女性団体が委員に含まれていることから、それ以外で割合を引き上げる場合には、各委員団体に対し女性委員の選出を要請することが主な方法になるのではないかとと思うが、その際の確保方法や実効性についてはどのようになるのか。 一方で、近隣4市では具体例は確認できなかったものの、地理的に近い自治体や先行事例としては、障がい当事者団体や保育・教育関係団体等を委員に位置づけ、多様な視点を取り入れている例が見られる。例えば、さいたま市、戸田市、野田市、豊島区などでは、障がい当事者団体や福祉・保育・教育関係団体、公募委員等が委員として参画している。	△ 今回の見直しでは御意見の反映は行いませんが、配慮を要する立場の方等からの視点を取り入れることは意義があることと認識していますので、今後、委員の構成については、近隣自治体の事例を研究させていただきます。 また、女性委員の割合を引き上げる方法としては、御意見のとおり委員を委嘱している団体と呼び掛ける方法などが考えられますが、団体に対し選出を強制することはできないため、まずは委員となる市の職員の中で配慮してまいります。
1-3	10	障がい者福祉課	「なお、委員の委嘱等にあつては、多様なニーズを捉えるため、委員に占める女性の割合を高めるよう配慮し、女性の意見を積極的に取り入れる。」の文言について、配慮しなければ女性は委員になりえないと女性を卑下しているのか。男性では多様なニーズを捉えられないと男性を卑下しているのか。男女で必ず意見が異なると差別をするため、「女性の意見」を求めるのか。時代柄必要な文言とは思いますが、文言が配慮に欠ける。 「なお、委員の委嘱等にあつては、多様なニーズを捉えるため、委員の割合に性別等の偏りが生じないよう配慮する」等ではいかがか。	○ No.1-1の御意見と同様に、記載を女性に限定しないよう文言を改めます。
1-4	17	交通政策課	災害時における交通安全教育に関すること。と掲載があるが、母の会では特段、通常時でも交通安全教室は行っていないため、削除してもらいたい。	○ 御意見を踏まえ、母の会の記載を削除します。 また、第2編178ページにも母の会の記載があることから、同様に削除します。
1-5	27	政策課	(2)人口密度 「最も低いのが中野で8.3人/ha」との記載があるが、町別人口密度の表では中野の人口密度が7.9となっている。	○ 御意見を踏まえ、正しい数値に修正します。
1-6	33	道路河川課	延長別橋梁現況の表について、所管部署名の修正をお願いする。	○ 御意見を踏まえ、部署名を修正します。

第2編					
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針(○・△・×)	
2-1	4	公明党	災害廃棄物量 災害廃棄物体積の単位の部分がn 3となっているが、正しくはm ³ ではないか。	—	新旧対照表の資料ですと見づらいたが、単位の部分はm ³ (立米)となっているためこのままとします。
2-2	10 11	建築審査課	「□土地利用の現状と課題」に「木造率」との表現があるが、国内における建築物の大多数が木造であり、耐火性能の技術的な進歩も踏まえると、木造だけを捉えず、より適切な表現が望ましいと考える。	—	木造をネガティブに捉えているわけではなく、「新座市都市計画マスタープラン」から一部抜粋している内容であるため、現行のままとします。
2-3	29	下水道課	「(2) 下水道施設の安全対策【下水道課】」内に以下下線部の内容を修正・追記してもらいたい。 ～整備を行うとともに、被害発生に備え、埼玉県及び(公社)日本下水道管路管理業協会との連絡体制を確立するための訓練の実施に努める。	○	御意見のとおり文章を追記します。
2-4	34	未来を創る会	改訂前の計画では、避難拠点の指定に関する項目において、「9か所の福祉避難所がある」旨が明記されていたが、今回の原案ではその記載が削除された。 後段では福祉避難所についての詳細な説明がなされているが、計画冒頭での避難拠点の全体像を示す箇所から記載が無くなった理由について、念のため確認したい。	—	本市の福祉避難所は、災害対策基本法の指定を受けておらず、指定緊急避難場所から対象者を移送する二次的な避難所として想定しています。 そのため、現状の福祉避難所の運用と整合を図った表記となっており、後退を意味するものではありません。
2-5	40	公共施設マネジメント課	「現在、民間施設及び公共施設を含めて9施設を福祉避難所の候補としているが、指定数が十分でなく、特に、障がいのある方の受入れについて拡充する必要があることから、今後も協定等により候補施設を増やしていく。」とあるが、候補としている(指定できていない)のであれば「指定数が十分でなく」と記すことに違和感がある。 「指定数が十分でなく」は「数が十分でないことから」といった表現に改めてはどうか。	○	御意見を踏まえ、適切な表現に改めます。
2-6	40	公明党	福祉避難所の指定から、福祉避難所の候補となったのは何故か。この表現は後退と考えるため、指定と表記すべきではないか。	—	No2-4と同様に本市の福祉避難所は、災害対策基本法の指定を受けておらず、指定緊急避難場所から対象者を移送する二次的な避難所として想定しています。 そのため、現状の福祉避難所の運用と整合を図った表記となっており、後退を意味するものではありません。 なお、今後の方針としては、計画原案にも記載のとおり、候補となる施設を増やし、要配慮者の受入体制を推進していきます。
2-7	40	財政課	避難所の良好な環境を形成するため、避難所となる市民総合体育館にも屋外トイレの整備・改修を推進することについて追記してはいかか。	○	災害時におけるトイレの課題は能登半島地震で改めて顕在化したことから、御提案を受け修正します。
2-8	64	公明党	給食用施設・資機材の整備について、避難者に温かい食事を提供する体制整備は評価するが、どのような体制で実施するのか。	△	給食調理室の活用を想定していますが、市内小・中学校の給食は現在、大部分が委託されており、委託先と協定を取り交わした上で実施することが必要となるため、運用面において今後の検討課題とします。
2-9	66	未来を創る会	64頁の改定同様、「新物資システム(B-PLo)」と記載したらどうか。	○	御意見のとおり、64頁と同じ表記に改めます。

2-10	69 70	公明党	備蓄目標にトイレカーを記載すべきではないか。	○	災害発生時には主に断水を想定し、薬剤トイレを使用することを想定しております。一方、トイレカーは本市内の利用だけでなく、市外で被災した自治体への応援が可能であることから、国の交付金を活用し、新たに導入することについて新たに計画に位置付けます。
2-11	82	公共施設マネジメント課	□救急告示医療機関（埼玉県指定（朝霞地区4市））の表に朝霞病院が追記されているが、出典である埼玉県地域防災計画資料編の表では同病院は救急病院となっていない。また、新たに救急告示医療機関とされた様子も確認できなかったため、再確認が必要と考える。	○	再確認したところ、御意見のとおり朝霞病院は救急病院となっておらず、反映誤りであったことから同施設は表から削除します。
2-12	89	公明党	避難所運営は、災害規模が大きくなればなるほど、市職員の派遣は困難となり、という記載があるにもかかわらず、何故、市は発災当初は主体となって実施し、と言い切れるのか。 市職員の派遣が困難であるならばむしろ町内会など地域に委ねるべきではないか。 市が発災当初は主体となって実施しようとするのであれば、職員への避難所開設訓練は今のままでは足りないのではないかと。より訓練を強化すべきではないか。 また、市民への周知啓蒙をすすめたいのであれば、市職員全員が防災士の資格を取るなど、防災への意識を持つなどしないと市民への支援ができないのではないかと。	○	御意見を踏まえ、文章の構成を見直します。 災害発生当初は混乱が想定されることから、落ち着くまでの数日、数週間は市が主体となって運営を行い、その後、避難者（住民）に移行することが望ましいと考えられます。 市職員の訓練としては、避難所参集・開設訓練を毎年実施しており、今後も更なる練度の向上に努めます。 なお、防災士の取得等については、参考意見として承ります。
2-13	90	公共施設マネジメント課	囲み記事内、7. 1（2）の本文及び7. 2（1）の本文の記述が若干異なる。 特段問題がないのであれば、令和2年国勢調査の「常住地による15歳以上就業者数及び通学者数」の表の内容に合わせ、想定される帰宅困難者の総数は52,200人、「通勤」は「就業」に記述を統一してはどうか。 ・囲み記事内 本市からは、毎日約52,500人の市民が市外に通勤・通学しており、… ・7. 1（2） 本市から市外に就業・通学している人は約52,200人であるが、… ・7. 2（1） 約52,200人の新座市民が帰宅できなくなる可能性があることから… なお、「帰宅困難者対策」の記述（第2編205ページ）においても「通勤」という言葉が使われている。	○	御意見を踏まえ、帰宅困難者の総数を「52,500人」に、通勤の用語を「就業」に修正します。
2-14	95	道路管理課	第二次緊急輸送道路の括弧書きの説明について場所がずれているため、適切な内容に修正してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、修正します。
2-15	97	公明党	市の施設である（仮称）大和田多目的運動場が削除されている理由を教えてください。活用できるようにできないか。	—	当該地が浸水想定区域内にあることや地権者の意向等を考慮し、利用することが困難なことから削除しました。
2-16	116	公明党	⑤個別避難計画の実行性の確保について、文章では実効性の確保となっているが、違いを教えてください。	○	違いはなく記載誤りのため、表記を「実効性」に統一します。
2-17	130	出納室	出納班の事務分掌のうち、2義援金品の受付・管理の「品」に、取消し線ありのため、修正をお願いします。	○	御意見のとおり修正します。

2-18	130	下水道課	「□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）」内の下水道課の事務分掌内に以下の下線部分を追記してもらいたい。 3. 土木建設業者等との連絡調整 4. 下水道工事店との連絡調整	○	御意見のとおり追記します。
2-19	133	保育課	震災時の各保育園の参集のタイミングが一段階引き上げになったが、保育園が空いている時間は指定職員は保育園に留まって園内の対応に当たり、閉庁時は緊急初動班として避難所参集するというのでよいか。	—	震度5弱の地震時に各保育園の指定職員は、開園・閉園時間問わず園内の対応をいただくことになります。 なお、各保育園において、震災時に緊急初動職員として対応いただくケースは、閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合となるため、震度6弱未満の地震時には、保育園内での対応をお願いします。
2-20	133 140	保健センター	「配備体制特別動員計画表（その2）」及び「活動分担表」では医療班の参集先が保健センターとなっている。参集後一定人数のメンバーは医療班の活動場所として位置づけられている本庁舎3階に移動することが想定されるが、そのことがわかるような記載方法が良いのではないか。 この新旧をみると、医療班の活動場所は保健センターのみであるように読み取れる。	○	御意見を踏まえ内部で検討を行った結果、保健センターは市役所本庁舎に参集するよう、記載内容を修正します。
2-21	135	市民	特に避難所の開設のために各避難所に参集する職員に、会計年度任用職員を加えるべきではないか。 会計年度任用職員も正式任用の公務員であり、市内在住の方も多と思われる。これにより、常勤職員（正規職員）が他の業務に従事することが可能になると考える。	—	会計年度任用職員を加えることで、より迅速な避難所の開設が期待されますが、任用形態や契約など運用面の課題があることから、緊急初動職員に会計年度任用職員を加えることは考えていません。 なお、契約内の勤務時間中は、災害対応に従事していただくことを想定しています。 また、安定した避難所の開設のため、参集職員の固定化を図ることを検討しています。
2-22	162	公明党	⑦熱中症対策の表記が追加されたことを評価する。	—	避難所における暑さ寒さ対策は、市としても重要と認識していますので、避難が開設された際には適切な対応を図ってまいります。
2-23	162	公明党	⑧その他 ホームレスについての表記は、人権的な観点からこのような表現はいかがなものか。言葉への配慮が必要ではないか。	—	法令でも「ホームレス」という用語が用いられていることから、原案どおりとします。
2-24	193	公明党	給水機器のポリ袋を37,600枚から25,000枚に減らした理由は何故か。給水車は充足しているのか。	—	給水袋の使用期限が約10年とされているため、使用期限内の給水袋の数を記載しました。備蓄目標の50,000枚に到達するため、毎年度5,000枚ずつ買い替えを行っています。 また、給水車の配備状況について、現状の運用体制においては配備状況に不足はありません。
2-25	194	公明党	新座団地の受・配水池容量が減少している理由は何故か。	—	令和5年度中に新座団地給水場の耐震補強工事（受配水地内）を行い、有効容量が減少したためとなります。
2-26	209	公明党	遺体の収容は市営墓園のみでは不足するので、修正前のように市内の寺院等にも協力を要請すべきではないか。	—	被害想定では、市営墓園内で遺体の収容は充足することができると試算しています。 また、寺院は市営墓園に比べると、少数しか収容できないことから、原案のままとします。

2-27	223	公共施設マネジメント課	<p>② 健康診断班の囲み記事内の上から4つ目の○ 「エコノミー症候群」ではなく「エコノミークラス症候群」が正当ではないか。 (厚生労働省の公式ページでは「エコノミークラス症候群の予防のために」というコンテンツがある。)</p>	○	御意見を踏まえ、「エコノミークラス症候群」に修正します。
2-28	253	下水道課	<p>「(2) 下水道施設応急対策計画」内に以下下線部分を追記してもらいたい。</p> <p>②枝線・幹線を含め、～図る。</p> <p>③下水道施設の復旧に当たり、<u>資機材や人員が不足するときは、協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。</u></p>	○	御意見のとおり文章を追記します。

第3編					
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
3-1	7	公共施設マネジメント課	「□想定避難対象人口」の欄外注として「想定避難対象人口は、令和7年10月1日現在でハザード内に居住する推計人口である。」との記述がある。 「ハザード」が単体で用いられているのは計画書の中でこの部分のみだが、用語に対する説明がないので、定義を明確にするか、「各河川の洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域」としたほうがよいのではないか。	○	御意見を踏まえ、表記を改めます。
3-2	55	出納室	出納班の事務分掌のうち、2義援金品の受付・管理の「品」に、取消し線ありのため、修正をお願いします。	○	御意見のとおり修正します。
3-3	55	下水道課	「□災害対策本部事務局の事務分掌（その3）」内の下水道課の事務分掌内に以下の下線部分を追記してもらいたい。 3. 土木建設業者等との連絡調整 4. 下水道工事店との連絡調整	○	御意見のとおり追記します。
第4編					
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
4-1	27	歴史民俗資料館	第4節 文化財災害対策計画 の前文を修正 「市内に存在する貴重な文化財を後世に伝えるため、災害から守るための対策について定める。」 「正しい」かどうかは、市が判断するものではないため削除。「保全」は文化財には用いず、「保護」は保存と活用の両立を指す用語になるので、言い換え。	○	御意見のとおり修正します。
4-2	27	歴史民俗資料館	第1 予防対策 ⑨の「避雷装置」の前に「収蔵施設」を追加。有形文化財が保管されている建物自体が、災害に強いものであることが望ましい。 ⑩の「映画会、」を削除。想定される映画がない。 ⑪の「所有者」の後に「・管理者」を追加。所有者が管理者を定めている場合があるため。	○	御意見のとおり修正します。
4-3	27	歴史民俗資料館	第1 予防対策 の前文を修正 「文化財に対する災害は、風水害、地震、火災、落雷などによる損失が予想されるが、最も憂慮されるべきであるのは有形文化財の火災による焼失である。」 例えば国指定天然記念物「平林寺境内林」は、風水害や落雷で、県市指定史跡「野火止用水」は大雨で、毎年輕微な被害を受けており、頻度としては火災より多い。ただし、根本的に文化財が失われるのは火災であるため、その背景を反映させた。	○	御意見のとおり修正します。
4-4	28	教育支援課	「第1 予防対策」で記載されているが、段落がずれている。	○	御意見を踏まえ、段落のずれを修正します。
資料編					
No.	頁数	所属又は機関	内容	事務局方針	
資1		下水道課	資料編その2 図表に市内下水道工事店の一覧を追加してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、一覧を追加します。

その他意見					
そ-1		保育課	<p>保育園と庁舎の開庁時間が違うので、緊急初動職員の震災と水害、土砂災害の活動の違いや災害ごとの参集のポイント（閉庁・開庁時など）の解説を加えてもらいたい。</p>	△	<p>参考意見として承ります。 地域防災計画内に解説を追記することは考えていませんが、他の計画、マニュアルで加筆を検討します。</p>
そ-2		市民	<p>1) 基本計画の見直しが必要ではないか 「下水道事業雨水整備10か年計画」、「公共下水道ストックマネジメント計画」「新座市雨水管理総合計画」などの基本計画があるようだが、ここ数年集中豪雨は頻度、激しさを増している。 防災計画書には定期的な見直しの計画は記載されていないようだが、前提条件が変化しつつある現在、基本計画は定期的（できれば早急に）に見直しされているのか。</p>	—	<p>計画の見直しについては、地域防災計画第1編4ページ第4「計画の修正」において言及しており、必要があると認められたときに適宜修正しています。直近での修正は、令和5年3月に行っています。</p>
そ-3		市民	<p>2) 見直しのための災害情報の収集と原因分析 見直しのためには、災害発生状況を記録するだけでなく、災害に至ったプロセスや原因の特定が必要であると考え。そのうえで対策立案と実施計画が策定されるのではないかと。 また、平時から定期的なパトロールなどにより、リスク及びその変化を把握する体制が必要と思う。この点も防災計画書には記載が無い。 さらに住民からの情報を収集する仕掛けがあればと考える。</p>	△	<p>参考意見として承ります。 より具体的内容は地域防災計画内ではなく、下位計画・マニュアル等への記載を検討してまいります。</p>
そ-4		市民	<p>1. リアルタイム監視体制の強化（河川監視ライブカメラの増設） 【現状と課題】 現在、新座団地周辺の柳瀬川状況を直接確認できるライブカメラがなく、近隣市（志木市）のカメラに頼らざるを得ない状況である。災害時にはアクセス集中により閲覧が困難になることも想定される。 【意見・要望】 ・新座団地付近の柳瀬川沿いに、市民がリアルタイムで水位や状況を確認できる河川監視ライブカメラを設置してもらいたい。 ・住民が能動的かつ迅速に避難判断を下せるよう、情報インフラを整備してもらいたい。</p>	—	<p>参考意見として承ります。 御意見についての地域防災計画への反映は行いませんが、河川監視カメラの設置については、管内の朝霞県土整備事務所に要望しています。</p>

そ-5	市民	<p>2. 広域的な連携による排水ポンプ場稼働状況の可視化 【現状と課題】 内水氾濫の鍵を握る「館第一排水ポンプ場」の稼働状況について、現状の市役所間・部署間を跨ぐ問い合わせ体制は、緊急時の情報伝達として迅速性に欠ける。</p> <p>【意見・要望】 ・志木市などの関係機関と連携し、「館第一排水ポンプ場」の稼働状況をリアルタイムで公開する仕組み（Web公開等）を構築してもらいたい。 ・住民が「今、ポンプが動いているか（能力に余裕があるか）」を即時に知ること、避難行動の判断材料にできるようにしてもらいたい。</p>	—	<p>志木市が管理する当該排水ポンプ場は、志木市と新座市の各一部区域の排水機能を持つため、市域全域の内水浸水リスクと直接一致はしません。 また、ご指摘の当該排水ポンプ場の稼働状況は、市民が避難情報として直感的に理解できる情報ではないため、誤解を招く可能性があることから、排水ポンプ場の稼働状況を単独で避難情報として提供することは採用できません。 しかしながら、総合的な情報として、今年度策定予定の内水ハザードマップ等も含めて、市民に分かりやすく伝達する工夫について、検討してまいります。</p>
そ-6	市民	<p>3. 車両避難を含めた実効性のある避難計画の策定 【現状と課題】 高齢者や身体の不自由な方にとって車での避難は不可欠だが、現状では車両の避難先やタイミングが不明確である。また、団地内駐車場の車両が水没した場合、災害後の復旧や生活再建に甚大な支障をきたす。</p> <p>【意見・要望】 ・人の避難だけでなく、車両の緊急避難場所の確保および避難手順を明確にした計画を策定してもらいたい。 ・垂直避難（自宅待機）が可能な住民についても、生活の足である車両を守るための具体的な誘導策を検討してもらいたい。</p>	△	<p>参考意見として承ります。 地域防災計画内ではなく、個別にリーフレットなどを作成し、別の形で明記します。 また、車両の避難についても同様に、ホームページ等で周知を図ります。</p>
そ-7	市民	<p>地域防災計画の重要部分をどのように市民に周知するか。また、災害が現実になった時に、いかに即行動出来るか日頃の訓練が最重要課題だと考える。この2点をすべての市民に周知し、日頃の防災訓練に参加していただく防災計画の立案と実行をお願いする。</p>	—	<p>市防災サイトや広報、概要版などを活用し、周知を図ります。市職員の訓練だけでなく、地域の方々への訓練の参加についても呼び掛けていきます。</p>